

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について

学校における教育活動の再開等にあたり、児童生徒に対する生徒指導上の留意事項をお示ししていますので、関係各位におかれては御一読をお願いいたします。

写

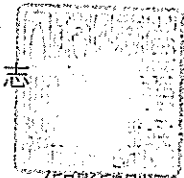
2 初児生第7号
令和2年5月27日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

大濱 健志



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）

平素より、学校教育活動において、児童生徒に対する生徒指導等の取組の充実に積極的に取り組んでいただき、御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等にあたり、児童生徒に対する生徒指導については、下記の点に留意くださるようお願いいたします。その際、学校教育活動の再開後においても、感染拡大防止のための配慮が求められることに御留意いただき、感染防止対策を徹底した上で、必要な措置を行っていただきますようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校

設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

記

1 児童生徒の自殺予防について

自殺対策白書の資料でも指摘されているとおり、18歳以下の自殺は、学校の長期休業明けにかけて増加する傾向があります。特に、新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業においては、通常の長期休業とは異なり、教育活動の再開の時期が不確定であることなどから、児童生徒の心が不安定になることが見込まれます。そのため、これらの時期にかけて、学校として、児童生徒の自殺予防について組織体制を整え、以下に掲げる取組を強化することは、児童生徒の尊い命を救うことにつながります。学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、教育活動再開後の児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施するようお願いいたします。

(1) 学校における早期発見に向けた取組

自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、当該児童生徒の心身の状況の変化や違和感の有無に注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候（※参考資料「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」を参照）がみられた場合には、特定の教職員で抱え込まず、直ちに校長等の管理職に相談・報告し、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして対応するとともに、教育相談員による観察や、保護者、医療機関等との連携を図りながら組織的に対応するようお願いいたします。

また、各学校において、感染症対策の徹底に留意しつつ、アンケート調査、担任やスクールカウンセラーによる個人面談等の教育相談等を実施し、悩みを抱える児童生徒の早期発見・早期対応を組織的に行うことも、併せてお願いいたします。

(2) 保護者に対する家庭における見守りの促進

保護者に対して、家庭における児童生徒の見守りを行うよう促してください。また、保護者が把握した児童生徒の悩みや変化、違和感については、積極的に学校に相談するよう、学校の相談窓口の周知をお願いいたします。その際、「24時間子供SOSダイヤル」やSNS相談窓口をはじめとする各種相談窓口も周知するようお願いいたします。

(3) ネットパトロールの強化

児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つです。このため、教育委員会等が実施するネットパトロールについて、教育活動の再開の前後において、平常時

よりも実施頻度を上げるなどして集中的な実施をお願いいたします。自殺をほのめかす等の書き込みを発見した場合は、即時に警察へ連絡・相談するなどして書き込みを行った児童生徒を特定し、当該児童生徒の生命又は身体の安全を確保するようお願いいたします。

2 児童生徒の不登校について

平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、不登校となる要因のうち、本人に係る要因として「不安傾向」が、学校・家庭に係る要因として「家庭に係る状況」が最も大きな割合を占めています。新型コロナウイルス感染症に伴う長期にわたる学校の休業により、学校再開後においても様々な不安やストレスを抱える児童生徒や、保護者の経済状況など家庭環境に変化が生じる児童生徒の増加が見込まれます。例えば、自宅学習の遅れによる学習面の不安や進学・進路への不安、長期の在宅で生活リズム（睡眠や食生活を含む）が乱れたことによる規則的な登校への不安、楽しみにしていた学校行事の削減による気分の落ち込みといった心理的な影響が懸念されます。また、保護者の収入が減ったことによる家庭の経済状況の変化や、長期の外出自粛による家庭内の不和といった、家庭に係る状況の悪化も懸念されることです。

このため、学校再開後には、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察やストレスチェック等により、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援（社会福祉サービスの提供等）など、校長のリーダーシップのもと、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることなどにより、新たな不登校や不登校の長期化の要因となり得る児童生徒の不安や家庭環境に係る状況の悪化に対する支援に適切に取り組むようお願いいたします。さらに、児童生徒や保護者等に対し、今後の授業の進め方や見通しなど、子供たちの「学びの保障」のための取組方針について、児童生徒の発達段階に応じて丁寧に説明を行い、十分に認識の共有を図ることで、学習に対する不安を軽減することは、新たな不登校を生じさせないためにも重要となりますので、適切な対応をお願いいたします。

また、臨時休業前から不登校となっている児童生徒を含め、不登校児童生徒への支援に関しては、引き続き「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付け初等中等教育局長通知）を参考に対応いただきますようお願いいたします。

3 児童虐待について

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、先が見通せないことによる不安やストレス等に加え、臨時休業等により児童生徒や保護者の在宅時間が増加し、周囲の目が届きにくくなることから、児童虐待のリスクの増加や深

刻化が懸念されます。

そのため、学校再開後には、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康診断等の実施、児童生徒に学校休業中の状況の聞き取りやアンケート調査を行うなどにより、児童生徒等の状況を的確に把握し、スクールソーシャルワーカーや関係機関等による支援に確実につなげることが重要です。また、欠席している児童生徒等に対しては、感染症対策の徹底に留意しつつ、必要に応じて家庭訪問や関係機関との連携を行うなどにより、定期的に児童生徒の状況を把握することが必要です。特に、新入生や転入生の児童生徒に関しては、前年度との比較により変化に気づくことが困難です。電話等により、保護者や学校間での情報交換、引継ぎ等を綿密に行うようお願いいたします。

また、教職員は虐待と疑われる事案を発見・見聞きした場合は、特定の教職員で抱え込まず、直ちに校長等の管理職に相談・報告し、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応するようお願いいたします。

特に、①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）があり、身体的虐待が疑われる場合、②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合、③性的虐待が疑われる場合、④本人が帰りたいと言った場合（子供自身が保護・救済を求めている場合）はすぐに一時保護する必要性が高いと考えられ、児童相談所等に速やかに通告しなければなりません。

一方、児童相談所等とは異なり、学校による情報収集にはもとより限界があります。虐待の有無を判断するのは児童相談所等であることを踏まえ、学校は虐待の確証がないことや保護者との関係悪化等を懸念して通告をためらうことなく、早期対応の観点から市町村（虐待対応担当課）や児童相談所に通告することが重要です。児童虐待防止法の趣旨に基づく通告であれば、それが結果として誤りであったとしても、刑事上、民事上の責任を問われることはありません。校内で協議と情報収集を重ね続けることで時間ばかりが経過してしまうなどにより事態が悪化することを避けるため、迷いや疑義がある場合は市町村（虐待対応担当課）に通告・相談するなど早期対応をお願いいたします。

4 児童生徒に対する差別や偏見について

新型コロナウイルス感染症に関連し、海外から帰国した児童生徒、外国人児童生徒、感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではありません。

そのため、以下の点に留意しつつ、適切な対応をお願いいたします。

- 臨時休業中にインターネット上や家庭内でトラブルが生じている可能性も踏まえ、アンケート調査等により悩みを抱える児童生徒の早期発見に努めるようお願いいたします。

- 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童生徒への偏見や差別が生じないように、生徒指導上の配慮等を十分に行うようお願いいたします。なお、指導にあたっては、新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料（※参考資料を参照）を適宜活用ください。
- 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施などにより、児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラー等による支援を行うなど、心の健康問題に適切に対応いただくようお願いいたします。
- 児童生徒や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口（「24時間子供SOSダイヤル」やSNS相談窓口等）を適宜周知してください。

※本通知は、以下の方々の協力を得て作成しました。

- ・令和元年度 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議協力者
- ・令和元年度 不登校に関する調査研究協力者会議委員
- ・令和元年度 いじめ防止対策協議会委員

(参考資料)

○ 1 児童生徒の自殺予防について

- ・教師が知っておきたい子どもの自殺予防

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/046/gaiyou/1259186.htm



○ 2 児童生徒の不登校について

- ・不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）令和元年10月25日

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm



○ 3 児童虐待について

- ・学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm



- ・体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html>



○ 4 児童生徒に対する差別や偏見について

- ・新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm



○その他（全般に関すること）

- ・スクリーニングによる児童虐待，いじめ，経済的問題の早期発見

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302910.htm



<本件連絡先>

文部科学省 初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導室

・自殺予防・差別や偏見について 生徒指導企画係

・不登校・児童虐待について 生徒指導第一係

・教育相談について 生徒指導第二係

TEL：03-5253-4111（内線：3298）